

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

11 公共交通機関利用が不便な地域での路線バス等廃止や減便が進んでいます。日常生活に不可欠な買い物等の行動不自由に直結するこの傾向がこれ以上進まないよう、事業者及び市町村に働きかけてください。

（回答）

- 路線バス等の維持に当たっては、利用者の長期的な減少やコロナ禍による急激な落ち込みによる事業者の経営環境の悪化、働き方改革関連法の施行（いわゆる「2024年問題」）に伴い、運転手の確保が課題となっております。
- 大阪府においては、令和5年度から、府内市町村を4地域に分けたブロック会議を開催し、補助制度等に関する情報提供や市町村間の意見交換等を行っており、昨今の運転手不足についても、この意見交換会のなかで、運転手確保に向けた取組事例の紹介や、国の補助制度などの情報共有を行ってきました。
- また、令和6年度は、バス事業者に対し、大型自動車第二種運転免許の取得や、人材確保セミナーの開催などの費用を支援する「路線バス人材確保事業補助金」により、運転手確保に向けた取組みを行っています。
- 引き続き、利用者の日常生活における利便性が確保されるよう、地域公共交通の確保・維持に向け取り組んでまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

- 27 近年、甚大な自然災害が頻発していますが、災害時において視覚障害者の生命と暮らしが守られるよう大阪府と市町村が連携を密にし、実効的な取り組みが図られるようにしてください。
- また、視覚障害者が危険に備えるための情報を予め入手できるよう、ハザードマップの点字版や音声版を作成するよう市町村を指導してください。

（回答）

視覚障がい者をはじめ支援を必要とする方々が、災害時、安全に避難していただくためには、その支援者等が障がいの特性や配慮すべき事項を十分に把握しておく必要があり、市町村ではこれに対応したマニュアルの整備などが進められてきました。

避難行動要支援者名簿については、平成 27 年度中に府内全市町村において作成が完了しておりますが、令和3年度の法改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたことや、災害リスクの高い地域に居住する住民など優先度が高い方について概ね5年以内で個別避難計画の作成に取り組む方針が打ち出されたことなどを踏まえ、副市町村長や危機管理担当部長などを対象とした研修会や、個別避難計画作成に必要な知識及び計画作成手法の習得等を目的とした福祉専門職・防災関係者等を対象とする研修会を実施してまいりました。また、府内市町村と意見交換会を行い、令和5年度末には個別避難計画作成の好事例を収集した「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」を更新するなど、個別避難計画作成の推進に取り組んでいます。さらに、自主防災組織リーダー育成研修においても、避難行動要支援者に関する講義を実施するなど、個別避難計画の作成に係る人材育成に取り組んでいるところです。

また、指定福祉避難所の指定については、災害対策基本法上、市町村の責務となっていることから、府としては、これまでも福祉部や社会福祉法人大阪府社会福祉協議会と連携し、各種福祉施設・事業者等への研修会の場等を活用して協力を要請するとともに、市町村の地域福祉担当部局が集まる会議の場で指定福祉避難所の必要性や指定の促進について働きかけを行っています。

さらに、教育庁と連携し、府立学校を福祉避難所として指定できるよう取組を進めています。

令和3年5月には災害対策基本法等の改正に伴い国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改正され、指定福祉避難所の受け入れ対象者の特定と、その対象者や家族のみが避難できる施設であることを公示できる制度が創設されました。本府としても、本ガイドラインの改正を市町村へ周知するとともに、指定福祉避難所の受け入れ対象者の特定と公示するよう市町村へ働きかけています。

今後も指定福祉避難所の量の確保と質の向上を目指し、関係者へ働きかけてまいります。

ハザードマップの周知にあたっては、視覚障がい者を含む要配慮者・避難行動要支援者の方々にも配慮するよう大阪府地域防災計画に示しております。

点字版や音声版のハザードマップの作成について作成事例を紹介するなどし、引き続き、府内市町村へ働きかけてまいります。

(回答部局課名)

危機管理室 災害対策課

危機管理室 防災企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

28 テレビの災害時の緊急情報（地震の発生場所・震度など）は、緊急アラートとテロップだけでなく、一日も早く音声化していただくよう、放送局へ働きかけてください。また、緊急速報を報せる警報音を国内で統一するよう、国に働きかけてください。

（回答）

府としては、テレビ放送が障がいのある方々への情報提供手段の一つとして大きな役割を担っており、視覚障がい者の方々には「解説放送」が欠かせない要素であると考えています。

しかしながら、大地震の発生や津波警報の発令など、府民の安全に関わる緊急ニュースについては、テレビ放送中の緊急音の後、テロップで表示される内容が同時に音声で流されないため、視覚障がいのある方々にとって速やかに情報を得ることが困難な状況にあることも認識しているところです。

こうしたことから、ご要望の趣旨を踏まえ、従前からNHK大阪放送局をはじめ在阪放送事業者6社に対し要請を行ってきたところです。

従前からの課題である緊急音の統一化については、放送事業者の独立性から取組が進みにくいとのことです。また、L字放送中等における副音声の活用については、現在の技術力では実現が難しいとのことですが、できる限り読み上げ対応を取り入れる事業者もあるなど、合理的配慮の放送の進捗が見受けられたところです。

なお、緊急地震速報の警報音につきましては、気象庁において、テレビやラジオ等はNHKが開発した音を使用するよう推奨されています。

今後も、引き続き要配慮者に配慮した放送に取り組んでいただくよう各放送事業者に貴会の要望を情報提供させていただき、報道各社が検討していただけるよう働きかけていくとともに、警報音を国内で統一することを国へ働きかけることについては、報道各社の意見も聞きながら検討してまいります。

（回答部局課名）

危機管理室 災害対策課
福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

30 改正バリアフリー法の基準に基づき、既存施設についても必要な改善をしてください。また、公共施設や庁舎の出入り口は利用しやすくし、音声案内を設置してください。

（回答）

- バリアフリー法では、建物を所有、管理する建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準に適合させるよう努力義務が課せられております。また、大阪府福祉のまちづくり条例においても、誰もが施設を安全かつ容易に利用できるよう、整備、維持保全、管理に努めることを事業者の責務として規定しております。
- これを踏まえ、本府では、設計者や施設管理者向けのバリアフリー化の指針として公表している「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」（以下、「条例ガイドライン」）において、改修や改善の事例を盛り込み、設計者や事業者向けの説明会を開催するなど普及に努めているところです。
- また、「条例ガイドライン」では、出入口において配慮すべき事項として、「ドアの場所や形状について、音声で案内することが望ましい」旨を盛り込み、設計者や施設管理者に配慮を求めています。
- 府有施設や市町村施設などの公共施設においても、「条例ガイドライン」を踏まえた整備が進むよう、これまでも関係部局と共有し、取組を進めているところではございますが、障がい当事者の方々のご意見も踏まえつつ、引き続き施設のバリアフリー化に努めてまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 建築環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

31 3機以上のエレベーターが設置されている場合、どの機が到着するのかが視覚障害者にもわかるよう、音声で案内するよう商業施設等に働きかけてください。

（回答）

- バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例では、一定規模以上の物販店舗等を建築する際に、エレベーターの籠内や乗降ロビーに、
- ・点字表示や音声案内により視覚障がい者が円滑に操作することができる制御装置を設けること
 - ・到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること
- 等を義務付けており、移動等円滑化が図られたエレベーターに、適切に案内できるよう配慮を求めているところです。
- また、条例基準や望ましい整備項目を取りまとめた「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」（以下、「条例ガイドライン」）において、具体的な図を用いて設計例をお示しするとともに、設計者や事業者向けの説明会等を通じ、普及に努めているところです。
- ご意見を踏まえつつ、設計者や商業施設等の業界団体とも連携しながら、引き続き誰もが利用しやすい環境整備を図ってまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 建築環境課

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

32 エスカレーターの昇降位置まで、誘導用点字ブロックを敷設するよう、また昇り下りを音声で案内するよう、さらに踏み板の色彩を判別しやすくするよう、関係機関に働きかけてください。また、エスカレーターでは歩かない、走らないようにし、その旨分かりやすく表示するよう、鉄道事業者や商業施設を指導してください。

（回答）

- 大阪府福祉のまちづくり条例では、一定用途・規模の建築物を建築等する場合のエスカレーターのバリアフリー基準として、
- ・ 踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
 - ・ くし板と踏み段等との境界を容易に識別できるものとする。
 - ・ エスカレーターの行き先又は昇降方向を知らせるための音声設備を設けること。
- を義務付けているところです。
- また、エスカレーターへの視覚障害者誘導用ブロックによる案内については、国土交通省のガイドラインにおいても、誤進入への対応など、今後、さらに議論や検討が進められるべきとの考え方が示されておりますが、大阪府においては、福祉のまちづくり条例ガイドラインにおいて、利用者が安全にエスカレーターを利用できるよう、エスカレーターに誘導用ブロックを敷設する場合の条件として、
- ・ 乗り口方向のみに敷設する。
 - ・ 時間帯により進行方向が変更しないエスカレーターのみに敷設をする。
 - ・ 乗り口方向には行き先や進行方向を示す音声案内を設置する。
- などをお示ししているところです。
- エスカレーターでの歩行については、国においても、鉄道事業者等と連携し、エスカレーター「歩かず立ち止まろう」キャンペーンなどの周知啓発が行われておりますが、本府においても、エスカレーター等の事故防止のためのリーフレットを作成し、建物所有者、管理者に対して周知を行っております。

○ 引き続き、関係団体、関係事業者とも連携し、誰もが安全に施設を利用できるよう取組を進めてまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 建築環境課

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

33 エスカレーターでの歩行を禁止する条例を大阪府においても制定してください。

（回答）

【府民文化部回答】

消費生活センターでは、エスカレーター事故発生防止のため、消費者がリスクを認識して安全に利用するよう消費者啓発に取り組んでいます。

消費者安全法に基づき、消費者庁がエスカレーター事故を含む様々な消費者事故の調査を実施しており、消費生活センターもこれらの調査結果をもとに消費者啓発を行っています。

また、消費者事故等の発生の情報を得たときは、消費者庁へ通知を行っています。

エスカレーターによる事故が発生していることを踏まえ、今後とも、府民の安全・安心な消費生活の実現に向け、国や関係部局と連携・協力しながら、消費者への啓発や注意喚起の強化を図ってまいります。

【都市整備部回答】

建築安全課では「大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例」を策定し、エスカレーターやエレベーター等のうち、建築物に附属するものを対象に、事故が発生した場合の届出を建物所有者・管理者に義務づけるとともに、事故防止のための安全対策を実施するよう啓発も行っていきます。

今後も、エスカレーターの安全利用に向けて、建築物に附属するエスカレーター等を対象に、建物所有者や管理者に対して啓発の強化を図ってまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 消費生活センター

都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築安全課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

34 鉄道駅構内等において安全な移動を確保するために

（１）鉄道各駅にホームドア、ホーム柵、内方線ブロックを危険度の高い駅から優先して早期に設置するよう鉄道事業者に働きかけてください。また、踏切での事故を防止するため、踏切内へのエスコートゾーンの早急な設置を各鉄道事業者に働きかけてください。

（回答）

<鉄道推進課回答（ホームドア、ホーム柵部分）>

- 可動式ホーム柵につきましては、平成23年度に地元市と協調して国と同等の補助を行う補助制度を創設し、可動式ホーム柵整備の促進に努めてきたところです。
- また、大阪府および大阪市、堺市、主要な鉄道事業者で構成する「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」において、可動式ホーム柵の今後の取組みの方針などをまとめた「大阪府内の駅ホームにおける安全性向上の取組みについて」を令和3年4月に修正し、従来指標としてきた利用者数による駅単位での整備に加え、転落および接触事故の発生状況、鉄道駅の構造および利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いホームでの番線に着目し、整備促進を図ることとしております。
- 令和6年3月現在、府内の全520駅1,350番線のうち可動式ホーム柵が設置されている駅は117駅280番線となっており、一日あたりの利用者10万人以上の駅については、府内の全27駅166番線のうち、22駅71番線となっております。
- 今後も、この方針に基づき、引き続き鉄道事業者に対し、「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」の場などを通じて、可動式ホーム柵の早期設置を働きかけてまいります。

<建築環境課回答（内方線ブロック部分）>

- 内方線付き点状ブロックにつきましては、本府としましても、国、府、市町村や鉄道事業者などで構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」の場を通じて、引き続き共有してまいります。

○ なお、一日当たりの利用者数が3千人以上の駅については、全ての駅で内方線付き点状ブロックの設置が完了しております。

○ 今後も、全ての駅に内方線付き点状ブロックが設置されるよう、鉄道事業者に対して働きかけてまいります。

<道路環境課回答（エスコートゾーン部分）>

○ 踏切道内へのエスコートゾーンにつきましては、平成19年に警察庁が定めた横断歩道用のエスコートゾーンの設置に関する指針を参考に、大阪府視覚障害者福祉協会からの踏切の安全対策に関する要望等を踏まえ、平成22～23年度に阪急服部踏切、平成25年度に南海二色浜4号、樽井5号踏切において、試行的に設置してきたところです。また、令和5年7月に阪急平尾踏切においても、踏切道内へのエスコートゾーンを試行的に設置しております。

○ 令和6年1月15日、国において「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」が改定され、踏切道内には、視覚障害者が車道や線路に誤って進入することを防ぐとともに踏切の外にいと誤認することを回避するため、「表面に凹凸のついた誘導表示等」（歩道等に設置する視覚障害者誘導用ブロックとは異なる形式とする）を設けることが標準的な整備内容として示されました。

○ 大阪府では、令和6年1月のガイドライン改定内容に基づき、府管理道路の全ての踏切道において、安全対策を進めてまいります。まずは、令和6年度から「特定道路上の踏切道」や「特定道路以外の歩道のある踏切道」を優先的に進めていく予定です。

○ 踏切道の安全対策については、大阪府視覚障害者福祉協会のご意見を確認し、鉄道事業者とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 鉄道推進課
都市整備部 住宅建築局 建築環境課
都市整備部 道路室 道路環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

34 鉄道駅構内等において安全な移動を確保するために

(2) 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター最寄りのJR 森ノ宮駅に、ホームドアを早期に設置するよう鉄道事業者働きかけてください。

（回答）

○ 大阪府では、鉄道駅ホームにおける安全対策として、可動式ホーム柵の整備促進に向け、平成 23 年度に補助制度を創設するとともに、鉄道事業者に対し、大阪府および大阪市、堺市、主要な鉄道事業者で構成する「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」の場などを通じて、整備促進の働きかけを行っているところです。

○ JR 森ノ宮駅に駅ホームにおける安全性向上が図られるよう、引き続き、JR 西日本に対し、可動式ホーム柵の設置を働きかけてまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 鉄道推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

34 鉄道駅構内等において安全な移動を確保するために

（3）JR新今宮駅に、ホームドアと（西口から乗り場まで）エレベーター、エスカレーターを早期に設置するようJRに働きかけてください。

（回答）

<鉄道推進課回答（ホームドア部分）>

○大阪府では、鉄道駅ホームにおける安全対策として、可動式ホーム柵の整備促進に向け、平成23年度に補助制度を創設するとともに、鉄道事業者に対し、大阪府および大阪市、堺市、主要な鉄道事業者で構成する「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」の場などを通じて、整備促進の働きかけを行っているところです。

○JR新今宮駅につきましては、令和3年7月に1番線（環状線内回り）、令和4年3月に4番線（環状線外回り）で可動式ホーム柵の運用が開始されました。残る2番線、3番線については、令和7年度に設置される予定です。

○今後も、駅ホームにおける安全性向上が図られるよう、JR西日本に対し可動式ホーム柵の設置を働きかけてまいります。

<建築環境課（EV,ES部分）>

○大阪府では、従来より、3,000人以上の利用者数の駅に対してエレベーター設置費の補助を行っており、これらの駅については、概ねワンルート以上のバリアフリールートが確保されています。また、令和2年度より補助要件を拡充し、バリアフリールートの複数化や乗り換えルートのバリアフリー化などに必要なエレベーター設置に対しても補助を行っているところです。

○JR西日本においては、国で制度化されたバリアフリー料金制度を活用し、鉄道駅のバリアフリー化を加速していくとのことですが、現状、新今宮駅（西口）へのエレベーター設置については未定とお聞きしています。

○また、現在、大阪市において新今宮駅を含め市内25地区のバリアフリー基本構想について順次見直し作業が進められています。

○ ご要望いただきました内容については、大阪市にも共有するとともに「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場を通じて、JR 西日本に対して共有してまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 交通戦略室 鉄道推進課

都市整備部 住宅建築局 建築環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

34 鉄道駅構内等において安全な移動を確保するために

（4）エレベーターの設置を進めるととともに、各鉄道事業者のエレベーターの音声案内を適切な内容、タイミングに統一するよう働きかけてください。また、連絡通路等空間・設備の明るさや、階段段鼻を見やすくするなど良好な視認性を確保するよう働きかけてください。

（回答）

- 大阪府では、従来より、3,000人以上の利用者数の駅に対してエレベーター設置費の補助を行っており、これらの駅については、概ねワンルート以上のバリアフリールートが確保されています。また、令和2年度より補助要件を拡充し、バリアフリールートの複数化や乗換えルートのバリアフリー化などに必要なエレベーター設置に対しても補助を行っているところです。
- また、鉄道駅のバリアフリー基準としては、国土交通省が「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」を策定・公表しており、
 - ・EVの籠内に籠の到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる設備を設けることや、乗降ロビーで到着する籠の昇降方向を音声で知らせる設備を設けること
 - ・移動等円滑化された経路において十分な明るさの確保や、羞明（しゅうめい）や夜盲症など様々な見え方があることを考慮すること
 - ・階段の段鼻部は全長にわたって周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること
 等が示されており、鉄道事業者において、ガイドラインを踏まえた整備が進められているところです。
- 本府としましても、国土交通省や鉄道事業者等で構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場を通じて、ご要望いただきました内容について、しっかり共有してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 建築環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

- 3.4 鉄道駅構内等において安全な移動を確保するために
- (5) 乗降客の少ない駅であっても常時駅員を配置するよう鉄道事業者に働きかけてください。また、みどりの窓口が廃止された駅でも視覚障害者が単独で長距離切符や特急券、定期券が買えるよう鉄道事業者に働きかけてください。
- (6) 今後の視覚障害者の安全対策や介助方法などを踏まえた駅の管理体制について、各鉄道事業者と駅所在市町村、視覚障害者団体で早急に対策を議論するよう働きかけてください。

（回答）

- 駅員の常時配置に関しては、大阪府としては、鉄道事業者に指導や強制する法的な権限を有していないのが実情です。
- しかしながら、公共交通として、すべての利用者の利便性及び安全性を向上させることは重要であると認識しております。このため駅が果たす役割を踏まえ、「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場を通じて、障がい者等の駅利用の利便性や安全性の確保の観点から「駅係員の配置が望ましい」という府の考え方を示しています。また、鉄道事業者がやむを得ず駅の無人化を実施する場合には、「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」を最大限尊重し、無人駅の機能向上に資する取組を適切に実施するとともに、障がい当事者団体等と十分な意思疎通を図るよう伝えるなど鉄道事業者に働きかけを行っているところです。
- 併せて、ホームの安全対策や、「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」に記載の取組を鉄道事業者が実施するために、必要な支援である財源措置を講じるよう、国に対する要望も行っております。
- 利用者の安全性・利便性が確保されるよう、引き続き鉄道事業者等へ働きかけを行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
 都市整備部 交通戦略室 交通計画課
 都市整備部 住宅建築局 建築環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

34 鉄道駅構内等において安全な移動を確保するために

（7） ホームで歩きスマートフォンをしないよう啓発して下さい。

（回答）

- 大阪府では、スマートフォンを操作しながら歩行するなどの「ながらスマホ」の危険性を周知し、マナー向上を図るため、春・秋の全国交通安全運動など、様々な機会を通じて、広報・啓発などを推進しております。
- 具体的には、公共施設などでのポスター等の掲示のほか、主要ターミナル駅や鉄道車両内でのデジタルサイネージを活用した広報、駅構内や路線バス車両等へのステッカー掲示による広報・啓発など、公共交通機関や民間事業者とともに取り組んでおります。
- 引き続き、公共交通機関などと連携・協力しつつ、様々な場面を活用して幅広く府民に広報・啓発に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般社団法人 大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

- 34 鉄道駅構内等において安全な移動を確保するために
 (8) 電車内、駅構内では、的確でわかりやすいアナウンスをするよう鉄道事業者に働きかけてください。

（回答）

- 鉄道駅のバリアフリーガイドラインとして国土交通省が策定・公表している「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」では、
- ・車両等の行先、経由、到着、通過等のアナウンスは、聞き取りやすい音量、音質、速さで繰り返す等して放送すること
 - ・同一のプラットフォーム上では異なる音声等で番線の違いが分かるようにすること
- 等が示されており、鉄道事業者において、この内容を踏まえた運用が行われているところではあります。
- 本府としましても、国土交通省や鉄道事業者等で構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場を通じて、ご要望いただきました内容について、しっかり共有してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 建築環境課
 都市整備部 交通戦略室 交通計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

35 道路上における歩道、点字ブロックの敷設等について

- （1）すべての道路に、歩道、点字ブロックを設置してください。
- （2）破損した歩道や、不適切な設置や劣化した点字ブロックは早急に改善してください。
- （3）歩道と車道の段差を、白杖で容易に判断できるようにしてください。
- （4）弱視者が安心して一人歩きできるよう、点字ブロック・段鼻を鮮明な色にしてください。

（回答）

（1）大阪府の歩道整備の方針としましては、歩行者や自転車の交通量が多い路線や通学路、バリアフリー法に基づく特定道路および生活関連経路などを優先することとしております。さらに、事業に対する地元の理解と協力は不可欠であることから、地域の状況を勘案しながら進めているところです。また、点字ブロックにつきましては、横断歩道接続部等の注意喚起や方向指示のために必要な箇所を設置をおこなっているところです。

（2）歩道部において構造物や舗装等が破損して危険な個所は、随時、復旧工事等の対応をいたします。また、不適切な設置や劣化した点字ブロックにつきましても、バリアフリー法の特定道路から優先的に改善していくとともに、その他の道路につきましても、順次、改善に取り組んでまいります。

（3）歩道と車道の段差につきましては、バリアフリー法に基づく道路移動等円滑化基準により、適切に整備をおこなうとともに、不適合な箇所につきましても、順次、改善に努めてまいります。

（4）点字ブロックの色彩につきましては、これまでも当該部分を容易に識別できるよう整備を進めてきたところですが、引き続き、設置面との輝度比や明度差の確保に努めてまいります。また、段鼻につきましても、歩道橋等において、視覚的に識別しやすいよう、順次、改善に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 道路室 道路環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

37 路上での歩きスマートフォンをやめるよう啓発を強化してください。

（回答）

- 大阪府では、スマートフォンを操作しながら歩行するなどの「ながらスマホ」の危険性を周知し、マナー向上を図るため、春・秋の全国交通安全運動など、様々な機会を通じて、広報・啓発などを推進しております。
- 具体的には、公共施設などでのポスター等の掲示のほか、主要ターミナル駅や鉄道車両内でのデジタルサイネージを活用した広報、駅構内や路線バス車両等へのステッカー掲示などの公共交通機関と連携した広報・啓発や、学校校舎内でのポスター掲示や交通安全教室など、教育機関とも協力して啓発に取り組んでおります。
- 引き続き、公共交通機関などと連携・協力しつつ、様々な場面を活用して幅広く府民に広報・啓発に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

38 自転車（電動自転車、キックボードを含む。）の歩道上の乱暴な運転、無灯火やスマートフォン、携帯電話使用中の運転など、より一層厳しく取り締まってください。また、すべての府民に対して車道通行原則の交通ルールの徹底と自転車使用のマナーを啓発してください。併せて、学校での児童、生徒、学生等に対する自転車等の使用のマナー指導強化に努めて下さい。

（回答）

- 大阪府では、平成28年4月に施行した、「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車利用者に対し、車道通行原則などの交通ルール遵守やマナー向上に向けた広報啓発活動を実施しています。
- 具体的には、春、秋の全国交通安全運動など各季の府民運動等を通じて広報啓発活動を行っており、中でも特に11月を「自転車マナーアップ強化月間」と位置づけ、イベントやポスター、リーフレット等による広報啓発のほか、YouTubeによる啓発動画を配信するなど、自転車の安全で適正な利用に向けた広報啓発に取り組んでいます。いわゆる電動キックボードを含む特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知・啓発については、令和5年7月の改正道路交通法施行を受け、通行ルール等をわかりやすく紹介したリーフレットを作成し、市町村等に配布しています。
- また、運転中にスマートフォン等の操作を行う「ながら行為」についても、府民運動大綱に位置付け、公共施設などでのポスター掲示等の防止に向けた取組を各関係機関とともに実施しています。
- このほか、学校等に自転車シミュレータや交通安全指導員を派遣しての交通安全教育も実施しています。
- 今後も、関係機関等と連携、協力しながら、自転車の安全利用の促進に向けた取組を推進していきます。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

39 視覚障害者が安心して安全に歩道を歩行できるように、自転車専用道や誘導マーク(青矢印)の整備を促進し、歩行者専用道整備等を促す道路交通法改正を国に働きかけてください。

（回答）

○ 路面表示等による車道内での自転車通行空間の整備につきましては、「大阪府自転車通行空間10か年整備計画（案）」（平成31年3月策定（令和4年8月一部改訂））に基づき、自転車関連事故や自転車交通量が多い箇所などを対象に、令和7年度末までに府管理道路において約200kmを整備することとしており、令和5年度末時点で約146kmの整備が完了しております。引き続き、路面表示による車道内での自転車通行空間の整備を進めるとともに、交通状況なども見ながら、現行の道路幅員の中で、可能な場所での道路空間の再配備などにより自転車と歩行者が適切に分離された自転車通行空間の整備を検討してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 道路室 道路環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

40 道路上に放置されている自転車や自動車、商品や荷物を厳しく取り締まってください。また、各鉄道事業者や駅周辺の土地所有者に対して、放置自転車等の防止や安全対策を講じるよう指導してください。

（回答）

- 鉄道駅周辺の自転車駐車場の設置については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」において、自転車等駐車場設置に係る鉄道事業者の積極的な協力が義務付けられていることから、大阪府交通対策協議会の関係機関等を通じて、鉄道事業者に対して積極的な協力を行うよう継続的に市町村と連携して働きかけていきます。
- また、11月の「自転車マナーアップ強化月間」に合わせて「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施しており、関係機関・団体と連携して、集中的に広報、指導、撤去を行うことにより、広く府民に「自転車を放置しない！」「自転車を放置させない！」という意識の高揚を図っています。
- 今後も、鉄道事業者や市町村をはじめとする関係団体等との連携を強化し、放置自転車等の防止を含む、自転車安全利用に関する取組を推進していきます。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

46 開催が来年に迫った大阪・関西万博において、現地でのキャッシュレス決済や交通機関を利用した会場への移動について、視覚障害者の障害の特性を念頭に置いた対策がどのように講じられているのか、進捗状況や見通しを教えてください。

（回答）

【キャッシュレスについて】

2025 年日本国際博覧会の会場内では、全面的にキャッシュレス決済を導入することとなっており、本年 7 月には博覧会協会が運営するアプリ「EXPO2025 デジタルウォレットサービス」の機能として、万博独自の電子マネー「ミyakube」のサービスが開始されたところです。会場内では、「ミyakube」に加え、普段の生活で利用されているクレジットカードや電子マネーなど約 60 の決済手段が利用できるほか、事前に顔情報と決済方法を登録することで顔認証決済サービスも展開される予定であり、今年度中に具体的な決済ブランドが発表されると聞いております。

また、ユニバーサルデザインによる取組みでは、博覧会協会において、学識者や障がい当事者、関係団体による検討会での議論を踏まえ「ユニバーサルサービスガイドライン」が公表されており、会場内での飲食・物販の購入・支払いについて、「会計カウンターでは 1 点ずつ商品名を読み上げながらレジに打ち込む」など、来店者に応じた対応を行うこと等が例示されています。協会が昨年 12 月以降実施している会場内で飲食・物販を出店する事業者公募において、同ガイドラインの運営基準に従うよう求めているところです。今後、会場内の施設案内や各施設での支払いなど様々な場面を想定し、来店者に応じた対応を行えるようスタッフ研修等が実施されるとともに、視覚障がい者に対応した決済端末の操作サポート等も検討していると聞いております。

引き続き、大阪・関西万博が「アクセシブルでインクルーシブな博覧会」となるよう、本府としても適宜、協会の取組等を確認してまいりたいと考えております。

【交通機関を利用した移動について】

また、交通機関を利用した会場への移動については、博覧会協会が学識経験者、障がい当事者、行政機関等を構成員として設置した交通アクセスユニバーサルデザイン検討会において、交通アクセスユニバーサルデザインガイドラインを 2023 年 6 月に策定し、その中で、特に留意が必要となる利用者のニーズとして、視覚に障がいのある人には、点字や音声データ、明瞭なコントラストと案内表示等の対策である旨が記載されています。

本年2月には、博覧会協会が、学識経験者や行政機関、障がい者の方々に参画いただき、夢洲駅でのワークショップを開催し、壁や床、点字ブロックなどの色合いや誘導ブロックの分岐点における音声案内など、配慮すべき事項についてご意見を伺ったところです。

このような取組みを通じ、引き続き、万博開催に向け関係機関による同ガイドラインに則った対策が取り組まれていくものと考えています。

(回答部局課名)

万博推進局 企画部 企画課

万博推進局 整備調整部 整備企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。